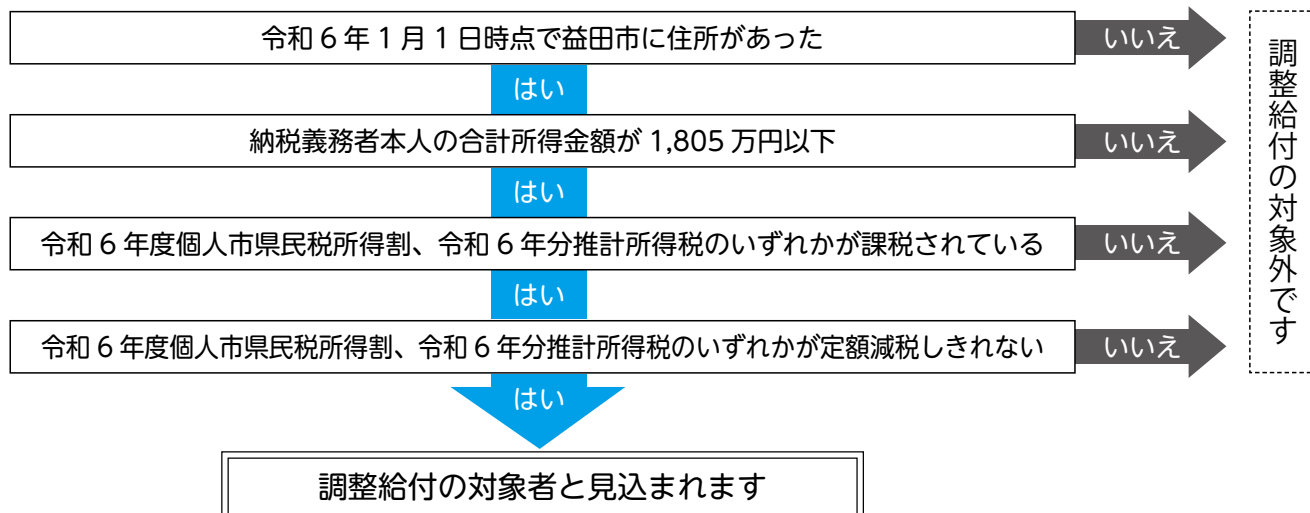


定額減税補足給付金（調整給付）について

令和6年度分の個人市県民税および令和6年分の推計所得税において、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、調整給付金を支給します。

調整給付の対象者

定額減税の対象者で、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）または令和6年度個人市県民税所得割額を上回る方。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象となりません。



給付金の支給額

個人市県民税所得割と推計所得税のそれぞれで控除しきれない額を算出し、その合計額を1万円単位に切り上げた金額を支給します。

個人市県民税所得割

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養者数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度} \\ \text{個人市県民税所得割額(減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{市県民税控除不足額} \\ (0 \text{より小さければ} 0) \\ \hline \end{array} \dots (A)$$

推計所得税

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養者数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分} \\ \text{推計所得税額(減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税控除不足額} \\ (0 \text{より小さければ} 0) \\ \hline \end{array} \dots (B)$$

調整給付金の支給額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{市県民税控除不足額(A)} \\ (0 \text{より小さければ} 0) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税控除不足額(B)} \\ (0 \text{より小さければ} 0) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金支給額} \\ (1\text{万円単位に切り上げ}) \\ \hline \end{array}$$

給付金の支給手続き

- ① 対象者と見込まれる方には、市から給付内容や確認事項等が記載された書類を8月下旬から順次郵送しています。
- ② 書類が届いたら内容を確認のうえ、案内に従って手続きをしてください。
- ③ 申請受付後、市が内容を確認し、給付金を指定の口座に振込みます。

申請書提出先

- ・必要書類を同封の返信用封筒にて返送してください。
- ・8月26日(月)以降、市役所本庁舎1階多目的スペースに「調整給付金相談スペース」を設置し、対面でも受付を行います。
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

申請期限 **10月31日(木)**

定額減税・調整給付金を装った詐欺にご注意ください。国や市が、現金自動支払機（ATM）の操作をお願いしたり、メールでお知らせしたりすることはありません。

【問い合わせ先】市税務課 市民税係(平日 8:30～17:15) ☎ 31-0608 / 31-0609 ☎ 23-3929